

令和2年4月24日

お客様各位

新潟大栄信用組合

「ゴールデンウィーク期間中における新型コロナウイルス相談窓口」設置について

当組合では、新型コロナウイルスの発生・流行によって、直接的・間接的な影響を受ける、又は今後受ける恐れがあるお客様からの資金繰り等の相談に対応する為、連休期間中の相談窓口を下記のとおり設置いたしました。

当組合とのお取引の有無にかかわらず、相談窓口までお気軽にご相談ください。

記

「新型コロナウイルス相談窓口」

○ 設置期間

令和2年5月2日（土）から5月6日（水・祝）まで

○ 設置店舗

令和2年5月2日 全営業店 午前9時から午後3時

ご相談を希望されるお客様は、各営業店舗までお越し下さい。

令和2年5月3日～6日 本部 午前9時から午後3時 TEL 0256-98-6291

ご相談を希望されるお客様は、上記電話番号までお問合せ下さい。本部・最寄りの各営業店においてご相談を承ります。

○対象となるお客様

地域において事業を営むお客様 ※当組合とのお取引の有無は問いません。

○相談内容

新型コロナウイルスの影響に対応する資金繰り等に関するご相談

以 上



本店 0256-97-2101 与板支店 0258-72-3117 和島支店 0258-74-3121 出雲崎支店 0258-78-2236
安田支店 0257-23-2402 小国支店 0258-95-2255 柏崎支店 0257-24-1074 西山支店 0257-48-2136
寺泊支店 0258-75-3234 相川支店 0259-74-2274

民間金融機関を通じた資金繰り支援

1 新型コロナウイルス感染症対応資金の創設（総額2,180億円）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、国の緊急経済対策により、県制度融資を活用した3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資を、民間金融機関（地銀、信金等）を通じ、過去最大規模で実施します。

県制度融資も含めた保証付きの既往債務の借換も3年間の実質無利子や保証料ゼロの対象となります。

なお、国の助成を活用しているため、令和2年度補正予算成立後に取扱いを開始しますが、事前の相談は4月27日（月）から金融機関及び県の「中小企業金融相談窓口」で受け付けます。

融資条件

(1) 対象者

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者

<保証概要>

○セーフティネット4号	・全都道府県が指定	・売上高▲20%以上が対象
○セーフティネット5号	・全国738業種（4月10日現在）	・売上高▲5%以上が対象
○危機関連保証	・地域及び業種によらない	・売上高▲15%以上が対象

(2) 融資限度額

3,000万円

(3) 資金用途

運転資金・設備資金・借換資金

(4) 融資期間

10年以内（うち据置期間5年以内）

(5) 融資利率

一定の要件を満たした場合、3年間無利子

3年以内 年1.15%

3年超5年以内 年1.35%

5年超7年以内 年1.55%

7年超10年以内 年1.75%

(6) 信用保証

一定の要件を満たした場合、保証料ゼロ

(7) 取扱期間

令和2年5月1日（予定）から令和2年12月31日まで（※）

(※)・取扱い開始日は国の令和2年度補正予算の成立時期により変更となる場合があります。

・令和2年12月31日までに保証申込みを受け付けたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものを対象とする。

利子補給条件

- (1) 補給対象 本制度融資を受けた者のうち、下記に該当する者
＜売上高等減少＞
○個人事業主（事業性のあるリース含み、小規模に限る）▲5%以上
○小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上
- (2) 補給期間 3年間（補給率100%）

保証料減免条件

- (1) 減免対象 本制度融資を受けた者のうち、下記に該当する者
＜売上高等減少＞
①個人事業主（事業性のあるリース含み、小規模に限る）▲5%以上
②小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上
③小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上
- (2) 減免内容
(1)①及び②の方・・・保証料負担ゼロ
(1)③の方・・・保証料1/2

申込先(取扱金融機関)

〔 4月27日(月)～相談受付開始
5月1日(金)～取扱開始予定 〕

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、みなみ魚沼農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協の県内営業店

- ※ 融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。
※ 次の方はご利用になれません。
・ 県税を滞納している方 ・ 金融機関から取引停止の処分を受けている方
・ 新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方 など

新潟県「中小企業金融相談窓口」
(産業労働部 創業・経営支援課 金融係)
TEL:025-285-6887
時間:8:30~17:30

本件についてのお問合せ先
新潟県産業労働部 創業・経営支援課
福原、石山
TEL025-280-5240 FAX025-285-3783

中小企業向け県制度融資の元金返済を 最長1年まで猶予します

県制度融資により借入れをしており、既に返済が始まっている方は、返済開始後の元金返済が**最長1年まで**猶予できるようになります。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 該当資金 | 県制度融資（※） |
| (2) 対象者要件 | 最近1か月又は3か月間の売上等、粗利益等又は売上高経常利益率が前年同期に比して、同じか減少している者 |
| (3) 取扱期間 | 令和2年4月21日から令和3年3月31日まで |

※地方産業育成資金、売掛債権活用資金、短期事業資金を除く全ての県制度融資

申込先(取扱金融機関)

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、みなみ魚沼農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協の県内営業店

【県制度融資】

- ※ 融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。
- ※ 次の方はご利用になれません。
 - ・県税を滞納している方
 - ・金融機関から取引停止の処分を受けている方
 - ・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方 など

本件についてのお問合せ先

新潟県産業労働部 創業・経営支援課
福原、石山

TEL025-280-5240 FAX025-285-3783